

芦屋市芸術文化活動表彰要領

1 根拠

芦屋市芸術文化活動表彰要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定により、表彰に関し必要な事項を定める。

2 対象事業

対象事業は、次のときとする。

- (1) 国際的規模又は全国規模の事業で優秀な成績をおさめたとき。
- (2) 公共的団体等が主催する近畿圏又は全県規模の事業で優秀な成績をおさめたとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

3 基準

表彰については、次の基準で行う。

(1) 対象期間

ア 全県規模以上の事業での表彰の年月日が前年度の1月から3月及び今年度の4月から12月のものを当該年度の表彰の対象とする。

イ 複数回開催される開催規模の異なる同一の大会については上位の大会での結果を審査対象とする。表彰の年月日が対象の期間をまたがる場合は、それぞれに期間において表彰の対象とする。【例Ⅰ】

【例Ⅰ】 複数回開催される同一事業（予選県大会，本選全国大会）で，予選県大会3位入賞，次年度本選全国大会に出場，出展する場合。

（判断） 予選県大会3位入賞に対し当該年度で表彰する。
次年度本選全国大会入賞に対して次年度も表彰する。

(2) 分野 表彰の対象となる分野は次のとおりとする。

ア 芸術：文化，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術

イ メディア芸術：映画，漫画，アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術

ウ 伝統芸能：雅楽，能楽，文学，歌舞伎その他我が国古来の伝統的な芸能

エ 生活文化：茶道，華道，書道，その他の生活にかかる文化

オ 国民的娯楽：囲碁，将棋その他の国民的娯楽

カ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民族芸能（地域の人々によって行われる民族的な芸能）

キ その他市長が認めるもの

(3) 対象者

ア 国際的，全国規模

賞の受賞者及び表彰を受けた活動。ただし，賞の性質，規模，社会的名誉・貢献度を考慮し対象者とする。【例Ⅱ】

【例Ⅱ】	1位	総理大臣賞	2位	文部科学大臣賞
	3位	外務大臣賞	4位	経済産業大臣賞
	5位	全国知事会賞	6位	全国市長会賞
	7位	入選	8位	佳作

(判断) この場合は，賞の性質，規模，社会的名誉・貢献度を考慮し，6位までを対象者とする。6位までであっても入選・佳作は対象外とする。

イ 近畿圏，全県規模

公共的団体等が主催する事業※で上位3人目が含まれている賞の受賞者及び表彰を受けた活動。【例Ⅲ】

【例Ⅲ】	1位	金賞	5名	2位	銀賞	3名	3位	銅賞	2名
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(判断1) 1位金賞に上位から3人目が含まれていることから，1位の金賞までを対象とし，2位銀賞以下は対象外とする。

1位	金賞	1名	2位	銀賞	3名
3位	銅賞	5名	4位	入選	10名
5位	佳作	20名			

(判断2) 2位銀賞に上位から3人目が含まれていることから，2位の銀賞までを対象とし，3位銅賞以下は対象外とする。

(判断3) 年度により，受賞人数が異なるなど考えられるので，参加者数や受賞歴などを判断して，総合的に判断する。

※【公共的団体等が主催する事業】

公共的団体等とは地方自治法第157条より農業協同組合，森林組合，水産業協同組合，消費生活協同組合，商工会議所等の産業経済団体，青年団，婦人会等の文化事業団体，社会福祉法人等が含まれる。

また，宗教的，政治的な事業，営利を主目的とする大会や交流事業は認めない。

(例) 国・地方自治体

関西吹奏楽連盟

兵庫県吹奏楽連盟 などが主催する事業

4 庶務

この要領に関する庶務は，文化活動の支援を担当する課において処理する。

附則

- 1 この要領は，平成28年4月1日から施行する。
(芦屋市芸術文化活動助成要綱に係る顕彰・表彰細目の廃止)
- 2 芦屋市芸術文化活動助成要綱に係る顕彰・表彰細目（平成22年4月1日制定）は，要領の施行をもって廃止する。